

---

## 『七大寺巡礼私記』の成立について

田籠 美保

---

大江親通が撰述したとする『七大寺巡礼私記』は、保延6年に南都を巡礼した際の見聞を基礎とし諸文献を参考に記されたもので、南都の寺院史研究上重要な史料とされてきた。12世紀中葉の南都諸寺の建築や仏像等の実状を忠実に伝えるものとして捉えられ、この記述をもとに論じられることも少なくない。

しかし、『七大寺巡礼私記』は多くの記事を「十五大寺日記」から引用するという田中稔氏の説が発表されてから、こうした従来の評価は曖昧となっている。親通自身の記述ではなく「十五大寺日記」等の他史料からの引用がほとんどであるならば、実際の見聞にもとづく史料という前提が崩れることになり、12世紀中葉の実状を伝えるという評価を改めなければならない。『七大寺巡礼私記』序文には大江親通が巡礼した期日と目的が明記されるため作者を否定することはできないものの、親通の実見上の記述を含むか否かを判断することは、南都寺院の歴史を語る上でも重要と考えられる。本発表では、親通が撰述した記事の特定を試みるとともに彼の撰述態度を明らかにし、また成立手順を考察することにより記事の信憑性に及ぶことを目的としたい。

本史料において私が着目したのは「私勘」とする表現である。というのも「私勘」とは作者が自身の意見を述べる際に用いる言葉と捉えられるためそれらを抽出することにより、作者自身の記述を限定できると考えるからである。これにより、親通記述と思われる記事には日付や元号に正確を期すという撰述上の特徴が表れることがわかった。このことから彼がどのような視点で『七大寺巡礼私記』を撰述したかの一端を知る事ができよう。

また、引用記事を詳細に検討すると、興福寺条では前半と後半に典拠の違いを言うことができる。このような典拠史料の相違から、親通は巡礼の際には既存史料から作成した手控えを用意していたようで、実見して特記すべきことや「不可思議也」などの批評はそれぞれに書き加えていき、巡礼後に新たに記事を追加したことが推測できるのである。

このような制作過程を経たとすると、『七大寺巡礼私記』は既存文献を基礎として親通が実見上得た情報や造形物への評価を付加して撰述されたものであり、すこぶる信憑性がある史料と考えられる。

従来『七大寺巡礼私記』に関しては、他史料との比較はされてきたものの、その成立過程が考察されることはほとんどなかった。以上のように考えるならば、本史料は平安時代後期の時代的価値を持つものとして評価することができよう。